

原子力施設の核物質防護措置に係る審査基準等の改正（案） 及び事業者からの意見聴取

令和 3 年 12 月 22 日
原子力規制庁

1. 経緯

令和 3 年 4 月 20 日の原子力規制委員会（以下「委員会」という。）において、平成 30 年に制定した「原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」の規定内容を、原子炉等規制法に基づく認可等の処分の基準となる核物質防護措置に係る審査基準（以下「審査基準」という。）に位置付ける改正について、原子力施設の情報システムへの妨害行為又は破壊行為が行われた場合に影響が大きいと認められる以下の事業者及び施設を先行して進めることが了承された。

- ・ 発電用原子炉設置者（実用発電用原子炉施設）
- ・ 再処理事業者（再処理施設）

その後、10 月以降、3 回の委員会において、情報システムセキュリティ対策に関する審査基準の改訂方針、当該審査基準の改正に伴う審査及び検査における確認事項並びに改正された審査基準の運用方針について審議してきた。

これを踏まえ、審査基準等の改正案を準備してきたところである。

2. 審査基準等の改正案及び意見聴取

審査基準の一部改正案については別添 1 のとおりとしたい。

なお、今回の改正の機を捉えて、平成 29 年 10 月 23 日の委員会において決定した実用発電用原子炉に係る廃止措置に伴う防護措置の変更認可に関する対応方針の審査基準への反映も行うこととしたい。

また、当該審査基準の一部改正に伴う核物質防護規定の記載要領の一部改正案については別添 2 のとおりとし、ガイドラインから実用発電用原子炉及び再処理施設を対象外とする改正案については別添 3 のとおりとしたい。

これら 3 つの改正案が了承された場合は、改正案に関する事業者からの意見聴取を行うこととしたい。

（添付資料）

- 別添 1 核物質防護措置に係る審査基準の一部改正案【非公開】
- 別添 2 核物質防護規定の記載要領の一部改正案【非公開】
- 別添 3 原子力施設情報システムセキュリティ対策ガイドラインの一部改正案【非公開】
- 別添 4 情報システムセキュリティ対策に関する審査基準等の改正に関する補足資料【非公開】